

〔資料〕

最高裁において平成二二年に確定した死刑判決一覽

永 田 憲 史

先に紹介した、最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成一九年（二〇〇七年）末までに確定した死刑判決の一覽⁽¹⁾、及び、最高裁において平成二〇年（二〇〇八年）に確定した死刑判決の補遺として、最高裁において平成二二年（二〇〇九年）に確定した死刑判決を紹介することとしたい。最高裁判所裁判集刑事（裁判集刑・集刑）二九六号乃至二九九号に掲載されたものである。

平成二二年（二〇〇九年）には、第一審で死刑が言渡されたもの⁽³⁾、控訴審で破棄されて無期懲役が言渡された事件⁽⁴⁾、検察官が死刑選択基準に関する判例違反を主張して行なった上告を最高裁が棄却している⁽⁵⁾。また、第一審で無期懲役が言渡され⁽⁶⁾、控訴審が控訴棄却により無期懲役の判断を維持した事件⁽⁷⁾に対し、検察官が死刑選択基準に関する判例違反を主張して行なった上告を最高裁が棄却している⁽⁸⁾。

なお、死刑選択基準に関する分析については、拙著をご覧いただきたい⁽⁹⁾。

一、紹介方法及び凡例

紹介方法及び凡例は、先に紹介した一覽と同様とした。すなわち、被殺者数三名以上の事案、被殺者数二名、被殺者数一名の事

最高裁において平成二二年に確定した死刑判決一覽

五九（一四二四）

案に分けて紹介する。また、被殺者数二名及び被殺者数一名の事案については、死刑選択基準を考察する上で重要であると考えたため、犯行の目的別に分類した。

事案の概要は、確定した判決の判決文によった。審級間で量刑が異なった事件については、できる限り、審級ごとに判示された量刑事情について紹介することとした。

《凡例》

【被殺者数 — 同一被殺者数・同一類型中の判決順】

* 判決順の番号は、永山事件第一次上告審判決以降の通し番号とする。

J… 犯行当時少年

Li… 無期懲役で服役後、仮出獄・仮釈放中の犯行

二、被殺者三名以上の事案

【14—1】 最判平二二年二月一〇日裁判集刑二九九号五六五頁《第一審無期懲役》

オウム真理教信者。元信者を絞殺。VXガスで一名を殺害、二名を殺害しようとするも失敗。信者の家族を逮捕監禁致死、死体を焼却。地下鉄サリン事件で無差別に一二名を殺害、多数を傷害。強制捜査を阻止するため、教団経営の店舗内に火炎びん投棄。新宿駅地下街で青酸ガスを発生させようとするも失敗。教団の組織防衛を目的。組織的、計画的、反社会的犯行。教団幹部、犯行に関与、犯行全体の円滑な実行のために不可欠で重要な役割、犯行計画の具体的内容を指示説明。サリン暴露の後遺症で多数に深刻な健康被害。被害感情厳しい。前科なし。事案解明に貢献。真摯な反省悔悟。被告人及び両親が寄付。第一審は、(1) 地下鉄サリン事件への関与について、具体的決定に関与しておらず、もともと予定されていなかったとし、意思決定者やそれに

付随する立場ではなく、実行役に対して指示命令する上位者として行動したわけでも、実行役に匹敵するような行為をしたわけでもなく、後方支援又は連絡調整役にすぎず、主導的役割は果たしていないこと、(2) 他の事件についても指揮主導した事件では被害者が死亡していないこと、(3) マインドコントロールについても過大視はできないものの、それなりに評価できることを指摘して、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) 統合調整という極めて重要な役割を果たしており、実行役と同等の責任があること、(b) 他の事件でも重要な役割を果たすなどしたこと、(c) マインドコントロールの影響力は支配的なものではないことを挙げて破棄自判し、死刑を言渡した。

【12—2】 最判平二一年一月六日裁判集刑二九八号一頁

被告人二名。オウム真理教信者。地下鉄サリン事件で二名殺害。傘でサリン入り袋を突き刺した実行犯。自動小銃の製造未遂。被告人のうち一名は新宿駅地下街で青酸ガスを発生させようとするも未遂、東京都知事を爆発物で殺害しようと企んで爆発物を製造後に郵送して郵便物の点検作業をしていた都職員に重篤な障害を負わせる。別の被告人は小銃一丁を製造。いずれも共犯者あり。教団の組織防衛を目的。組織的、計画的、反社会的犯行。上位の教団幹部の指示、犯行に積極的に関与。被害感情厳しい。社会に不安と恐怖。反省。

【4—11】 最判平二一年四月二一日判時二〇四三号一五三頁

自治会の夏祭りのカレー鍋に亜砒酸を混入、急性砒素中毒で一六歳及び一〇歳を含む四名を殺害、六三名に対する殺人未遂、後遺症残る被害者も存在。殺意は未必的。犯行動機未解明。全面的に否認。地域社会に衝撃甚大。他に殺人未遂及び保険金詐欺。保険金詐欺を長年累行、犯罪性向根深い。前科なし。

【4—12】 最判平二二年六月五日裁判集刑二九六号五三九頁

被告人二名。夫婦で犬の繁殖販売業を営み、不当に高額で犬を購入させた代金の返還を免れるため、硝酸ストリキニーネで毒殺。殺害を察知して財産的要求を繰り返した暴力団幹部及びその付き人を同様に毒殺。虚偽の出資話が露見することを恐れて同様に毒殺。いずれも別の共犯者と共謀して死体を解体し焼損して投棄。計画性。死体解体用の包丁や死体焼却用の薪も準備。妻の被告人は実行行為及び第三事件に関与せず。夫の被告人には科料の前科のみ、妻の被告人には前科なし。虚偽の弁解。真摯な反省なし。

【4—13】 最判平二二年七月一〇日裁判集刑二九七号五九頁

対立する暴力団幹部を殺害しようとして住宅街にあるスナック内外で至近距離から発砲、ボディガード一名及び一般客三名を射殺、暴力団幹部及びその知人に重傷を負わせる。計画性。強固な殺意。自己の所属する暴力団組長からの命令。共犯。実行役として自ら二名を射殺。共犯者ともに対立する暴力団の別の幹部宅に火炎瓶で放火するも未遂、逃走時に拳銃発射。襲撃準備のために拳銃及び盗難自動車を受け。発砲事件後に海外へ逃亡するために他人名義の旅券を入手して出国。前科なし。遺族の処罰感情峻烈。事案の全容説明に協力。反省。

【4—14】 最判平二二年七月一七日裁判集刑二九七号二〇九頁

オウム真理教信者。出家信者を殺害。弁護士一家三名を殺害。化学プラントを建設してサリンを大量に生成しようとして殺人予備。いずれも共犯者あり。LSDの製造に関する麻薬及び向精神薬取締法違反なども実行。教団の組織防衛を目的。組織的、計画的、反社会的犯行。教団幹部として積極的に関与。被害感情厳しい。社会に大きな衝撃。反省。

三、被殺者二名の事案

(c) その他の利欲目的

【2c-36】 最判平二二年一月二二日裁判集刑二九六号六一頁

暴力団組長とその妻を拳銃で射殺。当初、金品を強取しようとする拳銃・脇差し・ボール等を準備するも実行計画者が逮捕され強盗予備に留まる。計画が暴力団組長に発覚することを恐れた【2c-37】の被告人から殺害を依頼され報酬目当てに犯行。拳銃の加重所持。白昼、住宅街での犯行。拳銃の加重所持等で前科四犯。

【2c-37】 最判平二二年三月二三日裁判集刑二九六号一九三頁

【2c-36】の共犯者。暴力団組長方を標的とする襲撃計画を立案するも実行計画者が逮捕され、計画が同組長に発覚することを恐れたこともあり、【2c-36】の被告人に依頼して同組長とその妻を拳銃で射殺。白昼、住宅街での犯行。実行行為には直接携わらなかったものの、拳銃を手渡し、組長夫婦の動静を伝えて殺害を促すなど犯行に主体的積極的に関与。拳銃の加重所持。飲食店への建造物侵入、威力業務妨害、覚せい剤の自己使用も。多数の前科。暴力団と長年の関係。同組長の妻の殺害に関する共謀の点を除いて事実関係を認め、反省。

【2c-38】 最判平二二年六月九日裁判集刑二九六号七五一頁

パチンコ店の従業員を殺害して店の鍵を強取し、その鍵を使って店に侵入して売上金を窃取。同様にパチンコ店の従業員を殺害して鍵を強取するも店の金庫の解錠に失敗。いずれも死体を河川に投棄。共犯、共犯者が主導的役割果たすも、第一事件で供用物件を自ら用意、第二事件で襲撃場所を提案、実行行為に積極的に加担、主体的に犯行遂行、取得した現金を共犯者と折半。交通事故による罰金以外の前科なし。若年。母親が第一事件の被害者遺族に見舞金、店に一部を弁償。定職に就かずパチンコ店

に入り浸る。遺族の処罰感情厳しい。反省。

【2c-39】 最判平二一年六月二三日裁判集刑二九六号八八三頁

所属する暴力団から行方をくらませた被害者に憤激し、鉄パイプ等で多数回殴打などするうちに殺害を決意し、自動車で轢き、殴る蹴るなどした上、海中に投棄。債務免脱を図り、所持金を強取すべく殺害、死体を海中に投棄。共犯者の実母から約二四〇万円を詐取。共犯、共犯者に指図するなど主導して実行、中心的役割。第二事件は周到に犯行方法に関して謀議を重ねるなどの計画性。罰金以外の前科なし。遺族の処罰感情峻烈。

【2c-40】 最判平二一年二月四日裁判集刑二九九号一頁

虚偽の説明をして保険契約を締結させたものの、虚偽であることが露見しかねない状況となり、解約に言及されたため、経済的利得の保持のために顧客の夫妻を刺殺。計画性。営業成績を伸ばすために架空の保険契約を締結し、その保険料支払のために保険料の横領を反復。自殺を偽装して約一三年間逃亡。第一審公判途中から犯行否認、不合理な弁明。前科なし。遺族感情厳しい。

【2c-41】 最判平二一年二月一日裁判集刑二九九号九二一頁

被告人二名。地域開発事業に絡んで絞殺。建設会社社長に架空の工事話を持ち掛け、ロープで絞殺して現金九〇〇万円と四一〇〇万円相当の約束手形を強取。計画性高い。死体は重機で掘った穴に遺棄。首謀者の被告人は高齢の女性から額面六〇〇万円の小切手を詐取。首謀者の被告人は、道交法違反による懲役前科二犯、罰金前科二犯、反省なし、慰謝なし。もう一人の被告人は、果たした役割が大きい。強殺事件では相応の分け前。前科なし。供述により事案解明。謝罪。慰謝。

(e) 愛憎ほか

【2e-9】 最判平二二年六月一五日裁判集刑二九六号八四五頁

飲食店経営者に対する暴行事件の慰謝料及び看板料として要求された高額の金銭を支払えば面子が潰れると考え、支払を装って呼び出した営業中のファミリールレストランでテーブル越しに発砲、逃げ出した被害者を追い掛け、出入口及び店先で二名を射殺。一般客のテーブルに着弾。他の組長二名が共犯、率先して発砲、積極的に犯行遂行。計画性。強固な殺意。被害者の不当な要求が誘発。暴力団構成員であるが塗装業に従事。交通事故で服役、傷害罪で執行猶予付き懲役刑。反省。謝罪。

四、被殺者一名の事案

なし。

(1) 拙稿「最高裁において永山事件第一次上告審判決以降に確定した死刑判決一覧(裁判集刑二九二号まで)」関西大学法学論集五九卷一号(二〇〇九)一〇九頁以下。犯行当時少年の被告人に対する死刑判決の一覧として、「最高裁において第二次世界大戦終戦後に犯行当時少年の被告人に対して確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九卷二号(二〇〇九)一四四頁以下。

(2) 拙稿「最高裁において平成二〇年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九卷六号(二〇〇九)一〇〇頁以下。最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成二〇年(二〇〇八年)末までに確定した死刑判決をまとめたものとして、拙著『死刑選択基準の研究』(関西大学出版部、二〇一〇)二〇三頁以下。

(3) 秋田地判平一六年九月二二日公刊物未登載。

(4) 仙台高秋田支判平一七年一月二九日公刊物未登載。

(5) 最決平二一年一月一四日判タ一二九五号一八八頁。

(6) 大分地判平一七年四月一五日公刊物未登載。

最高裁において平成二二年に確定した死刑判決一覧

- (7) 福岡高判一九年二月二六日公刊物未登載。
- (8) 最決平二二年二月一七日裁判集刑二九九号一二七五頁。
- (9) 拙著・前掲注(2)。

* 判例資料の収集にあたって、関西大学図書館閲覧参考課レファレンスカウンターに大変お世話になりました。記して謝意を表します。

《訂正》

拙稿「最高裁において第二次世界大戦終戦後に犯行当時少年の被告人に対して確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九巻二号(二〇〇九)一四四頁以下の掲載事件のうち、被告人が犯行当時成年であったという誤りが判明したため、同一四七頁記載の【J4-4X】最判昭四一年二月一日刑資一八九号事件一覧表一頁本文一頁については、これを削除するとともに、お詫び申し上げます。

本資料は、永山事件第一次上告審における検察官の上告趣意書の別表「犯時少年の事件に対し死刑の判決が確定した事例」(刑集三七巻六号六五九頁以下)をもとに、追加及び修正を行なったものである。当該事件については、同別表三二番として記載されており、犯行当時の年齢が一八歳であるとされている(刑集三七巻六号六八三―六八四頁)。また、別表作成に当たって参考にされたと思われる刑資一八九号事件一覧表一頁にも、同様の記述がある。

しかし、原々審である横浜地判四〇年六月二八日刑資一八九号一頁が事件発生年月日を昭和三九年(一九六四年)一〇月二五日としているところ、別表及び刑資一八九号事件一覧表に記載の事案の概要には昭和三七年(一九六二年)一〇月二五日である旨の

記述があり、原々審判決の内容と、別表及び刑資一八九号事件一覧表の内容に齟齬が生じていることが確認された。

そこで、被告人の氏名や事案の概要が一致する事件の新聞報道などを入手して調査したところ、いずれも被告人が犯行当時二〇歳である旨、記載されていることが判明した（事件直後の読売新聞昭和三九年一〇月二七日付朝刊、同日付夕刊、朝日新聞昭和三九年一〇月二七日付朝刊、同日付夕刊、二八日付朝刊、毎日新聞昭和三九年一〇月二七日付朝刊、同日付夕刊。第一審判決についての読売新聞昭和四〇年六月二八日付夕刊、朝日新聞昭和四〇年六月二八日付夕刊、毎日新聞昭和四〇年六月二八日付夕刊。なお、最高裁判所判決についての毎日新聞昭和四一年一月一日付夕刊には、最高裁判決時に二二歳である旨の記述がある）。

さらに、原々審判決においては、被告人は昭和一九年（一九四四年）一〇月三日生とされているところ、新聞報道においては、昭和三五年（一九六〇年）に中学校を卒業している旨の記述があり（毎日新聞昭和三九年一〇月二七日付夕刊）、原々審判決と新聞報道は符合している。

以上から、刑資一八九号事件一覧表一頁に犯行年月日の誤記があり、これを参考にした別表も同様の誤記を行なったと考えることが妥当であるとの結論に達した。それゆえ、当該事件は犯行当時成年に達していた者によるものであって、犯行当時少年の被告人の事件ではないため、これを削除することとした。